

〔共同研究：博物館資料の保存と活用についての研究〕

## 大師山古墳の発見と顕彰

——近代の埋蔵文化財行政の一例——

尾 谷 雅 比 古\*

### 要旨

本稿では、昭和5年（1930）に石製腕飾類が多量に出土した大阪府南河内郡三日市村（現：大阪府河内長野市）で発見された「大師山古墳」の行政手続きを例とし、文化財保護法以前での埋蔵文化財行政の分析を試みた。さらに、当時の宮内省、帝室博物館が進める古墳の出土品中央収奪型の埋蔵文化財行政が、発見者を含む地域の人々に対して与えた影響や地域の人々が行った古墳の顕彰活動についても言及を試みた。本稿が明らかにした点は以下の3点である。

1 古墳の発見後の行政手続きは、文化財保護法以前の古墳の取扱いが埋蔵文化財の保護ではなく陵墓行政の一端であったことや埋蔵物行政が帝室博物館の古墳出土品を収奪するためのものであったことを明らかにした。

2 地域では、古墳の模型や標柱石を設置し顕彰することにより、皇室財産（天皇と国家）と結びつく古墳という歴史的位置づけで新たな史蹟を誕生させた。

3 古墳は顕彰施設を造ることにより以後「郷土の史蹟」として強く意識され、地域の中で歴史を共有することとなった。

### はじめに

最近、奈良の明日香村の高松塚古墳やキトラ古墳の壁画の劣化が新聞やテレビなどのマスコミを賑わしている。

現在、このような遺跡や出土品に対する調査、保存や活用などの埋蔵文化財<sup>1)</sup>行政は、昭和25年施行の文化財保護法<sup>2)</sup>に基づいて進められている。文化財保護法では条文中第92条から第99条までが発掘調査や周知の埋蔵文化財包蔵地における工事に関する事、そして新規の遺跡発見に関する事などが規定されている。また、第100条から第108条では出土品の取扱いに関して、遺失物法<sup>3)</sup>の埋蔵物発見手続きから文化財として認定されたものの所有権の帰属等について定められている。特に周知の埋蔵文化財包蔵地における工事にともなった緊急発掘調査は2003年で年間8686件も全国で行われ、おびただしい数の遺物が出土している。

\*河内長野市教育委員会

1) 文化財保護法により初めて用いられた用語。埋蔵物の状態か埋蔵物であった文化財。

2) 法律第214号 昭和25年5月30日。

3) 法律第87号 明治32年3月24日、昭和25年、昭和26年、昭和33年、平成11年改正

キーワード：昭和5年、訓令・通牒、帝室博物館、譲受金、古墳模型

一方、文化財保護法施行以前は、埋蔵文化財という統一した定義がなく古墳、古墳以外の遺跡、出土品について、それぞれが別の法令体系で取扱いの行政手続きが行われていた。特に、江戸期から引き続き行われた陵墓の決定作業や未定陵墓の調査など陵墓行政が進められるなかで、未定陵墓の調査に影響があるとして古墳の発見や取扱いに関する行政手続きが主となって行われた。また、出土品（埋蔵物）については、遺失物法を適用するが、その帰属に関しては所有者なきものは国庫の帰属とし、古墳からの出土品は宮内省、石器時代の遺物は東京帝国大学が取り扱うとされている。これらの古墳や埋蔵物の手続きに関係して宮内省や内務省から訓令、通牒、達等がたびたび出されているが、埋蔵文化財に対する保護行政を進めるべき統一的な法体系は確立されなかった。

上記のような、文化財保護法施行以前の昭和5年（1930）に石製腕飾類<sup>4)</sup>が多量に発見された大阪府南河内郡三日市村（現大阪府河内長野市）の大師山古墳の発見を例にして、東京国立博物館に残されている『埋蔵物録』<sup>5)</sup>から発見者、大阪府、皇室博物館<sup>6)</sup>との行政事務手続き関係を軸に当時の埋蔵文化財行政の一端をここに紹介する。また、当時の宮内省、皇室博物館が進める古墳の遺物中央収奪型の埋蔵文化財行政が、発見者を含む関係した地域の人々に対して与えた影響を明らかにし、併せて地域の人々が行った古墳の顕彰活動についても考えてみたい。

そこで本稿は以下の構成となっている。1「発見の経緯」で古墳発見当日からの調査状況を明らかにしている。2「埋蔵録にみられる行政手続き」では古墳発見から出土品の皇室博物館の収蔵までの一連の行政手続きを埋蔵録に残された公文書から明らかにしている。3「古墳及び古墳出土品の取扱いに関する根拠法令」では行政手続きの根拠となった法令を検討している。4「出土品、譲受金の行方」では皇室博物館の出土品の収集方法と地域の人たちの譲受金授受の過程を明らかにしている。5「古墳の顕彰」では地域の人達による古墳の顕彰の実態と背景について論じている。

## 1 発見の経緯

南河内郡三日市村は大阪府の東南部に位置し、江戸時代には高野街道の宿駅としてにぎわっていた。昭和5年（1930）当時、人口約2800人弱を擁し、南海鉄道三日市町駅を中心に温泉旅館などもあり周辺の観心寺や金剛寺などの楠公史蹟や南朝史蹟探訪の起点になっていた。

村は南から北に流れる石川の支流天見川の谷に位置し、谷の東側にはこの村を見下ろすことができる標高193mの通称大師山がある。この山頂で古墳が発見され、内行花文鏡や鍬形石などの石製腕飾類を中心とした副葬品が出土した。発見の経緯や出土品の詳細等については、大阪府発行の『大阪府史蹟名勝天然記念物調査報告』第三輯<sup>7)</sup>に報告されている。

4) 鍬形石、車輪石、石釧など、南海産の貝製の腕輪を模したもので緑色凝灰岩や碧玉製。

5) 「第27号大阪府ヨリ〔南河内郡三日市村三日市744番地山林内発掘内行花文鏡他〕購入之件」『昭和12年度埋蔵物録1』東京国立博物館。

6) 本稿で言う皇室博物館は東京皇室博物館。

報告書によれば、三日市村に所在する真言宗寺院の月輪寺<sup>8)</sup>住職の発願により昭和5年12月12日から大師山山頂で大師堂の再建建設工事が進められていた。同年12月17日午後3時ころ、この工事の過程で山頂にあった小高い部分を地ならしした際、古墳の副葬品らしきものが出土した。関係者は、出土品について埋蔵物を発見したとして所轄の長野警察署に届出た。届出を受けた長野警察署は直ちに関係者に対し工事を中止させたのである。古墳とその副葬品の発見は、長野警察署長名で大阪府知事宛に報告され、社寺

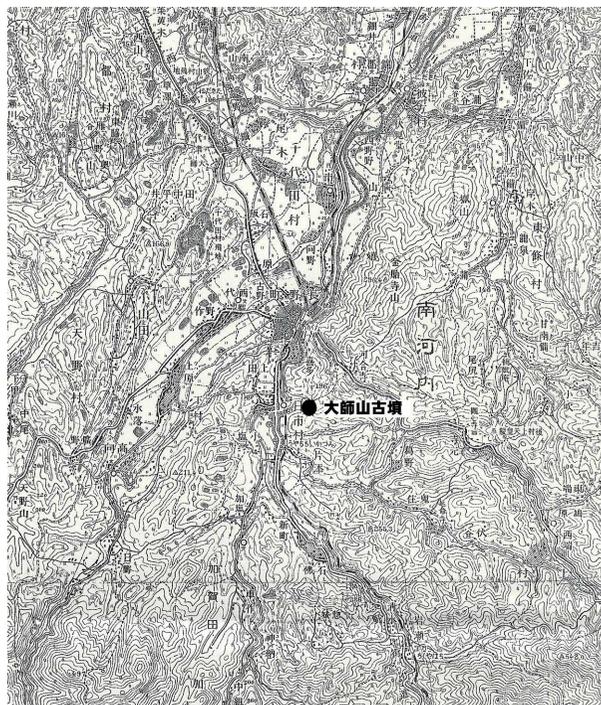


図1 大師山古墳位置図(明治41(1908)年測量  
大正11年修正図)

兵事課の史蹟調査専門の岸本順二嘱託が派遣され現地を確認した。翌年1月6日に再び、岸本嘱託と史蹟調査会<sup>9)</sup>の梅原末冶委員が現地へ赴き調査をおこなった。しかし、それ以前の1月3日に発見者の月輪寺住職が再度発掘現場に行き採掘したあとであった。そのため、現場は攪乱され、出土品の原位置が確認できなかつたようである。結局、調査は残った墳丘の一部を確認しただけで発掘調査は実施されず、後は聞き取り調査となった。主体部<sup>10)</sup>は発見時の状況の聞き取り調査と粘土槨<sup>11)</sup>、朱、木棺の一部の残存状況から、古墳時代前期の粘土槨に包まれた割竹形木棺<sup>12)</sup>と推測された。墳丘は、地形の形状から径約20尺(径約60m)の円墳(戦後の調査で前方後円墳と判明した<sup>13)</sup>)であるとされた。

この報告書の内容に加え、当時報道された新聞記事<sup>14)</sup>によれば、大阪府の岸本嘱託よりも早く、昭和5年12月19日に当時奈良県嘱託であった末永雅雄<sup>15)</sup>が、保管されている三日市村

7) 大阪府『大阪府史蹟名勝天然記念物調査報告』第三輯 昭和7年3月。

8) 寺の開基は不詳。昭和47年3月31日指定の大阪府指定有形文化財薬師如来坐像がある。

9) 史蹟調査委員会規則 大阪府訓令第10号 大正4年5月20日 大阪府広報による。

10) 考古学用語 古墳などの墳墓の埋葬施設。

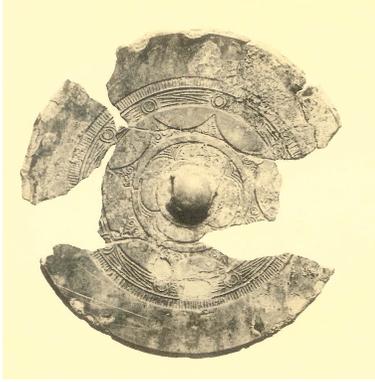
11) 古墳時代の前期から中期にかけて造られた棺を納める施設、石室のかわりに粘土で木棺を包む。

12) 丸太を縦に二つ割りにして、中をくり抜いて作った身と蓋を合わせた円筒形の棺、古墳時代前期には6~7mの長大なものが使用された。

13) 関西大学『大師山古墳』昭和52年3月。

14) 『大阪朝日新聞』昭和5年12月19日付。

15) 末永雅雄(1897~1991)元学士院会員、関西大学名誉教授、元榎原考古学研究所所長 この時期、



写1 内行花文鏡

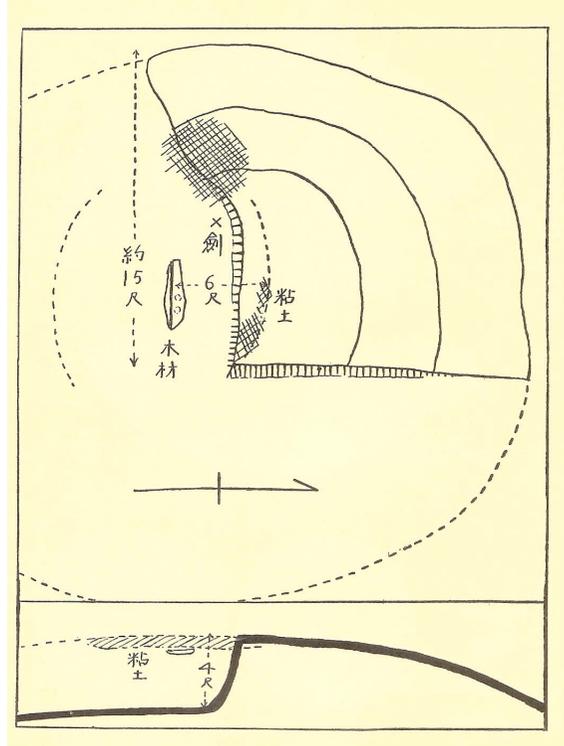
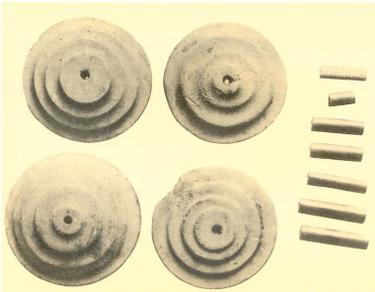
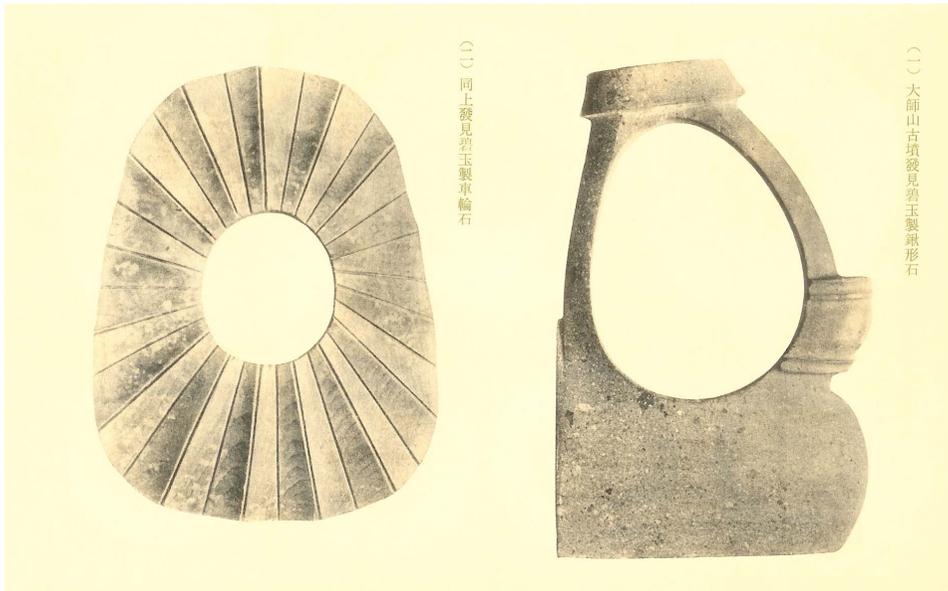


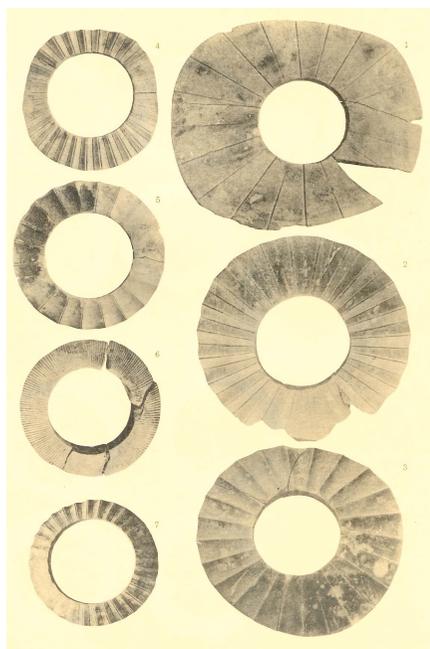
図2 古墳墳丘図



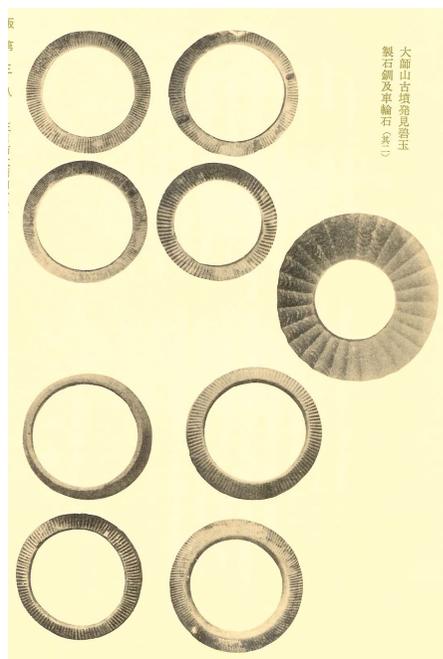
写2 紡錘車・管玉



写3 車輪石・鋤形石



写4 車輪石



写5 石釧・車輪石

役場で発見された石製腕飾類を中心とする出土品を実見している。新聞には出土品の写真とともに、鑑定したところによるとして「古墳前期に属し、今から千二百年前のもので発掘された主なものは内行花紋鏡，車輪石，石釧（腕輪），劔，碧玉，鋏形石など四十個に上っている，二十日末永氏は岸本大阪府嘱託と同道再び来山するはずであるが……」の記事が記載されている。このことから，報告書に日付がなかった岸本嘱託の調査は同月20日であり，末永が同道していた可能性が高い。さらに新聞には「これほど精巧に彫られた鋏形石は今日見たのが始めてです」とコメントを寄せている。

末永の現地調査<sup>16)</sup>は，大阪府史蹟名勝天然記念物調査会<sup>17)</sup>が実施していた府内の古墳調査を京都帝国大学梅原末治とともに同大学考古学教室員という立場で参加していたことによると考えられる。また，末永の住まいが三日市村と同じ南海鉄道沿線の南河内郡狭山村（現大阪狭山市）にあり，大師山での古墳発見の情報がいち早く入り，現地にかけてつけたものと想像される。

年譜によれば大阪府内の国府遺跡や西小山古墳，奈良県の宮滝遺跡を調査。

16) 調査には，最初の実見者である末永雅雄先生の参加あるいは協力があつたことは間違いないが，梅原末治先生の報告書には記載されていない。

17) 大阪府訓令第10号史蹟調査委員会規則（大正4年5月20日）を大正14年7月13日大阪府訓令第24号で「史蹟調査委員会」から「史蹟名勝天然記念物調査会」に改正された。大阪府広報による。

## 2 埋蔵物録にみられる行政手続き

大阪府知事は、史蹟名勝天然記念物調査会梅原末治委員と岸本順二囑託の調査で古墳と認められた大師山からの出土品について、昭和6年(1931)2月4日付保第850号で宮内大臣宛に「埋蔵物発掘ニ関スル件」として上申した。発掘の概要を記し、出土品の目録、写真、付近見取図を添えて「何分ノ御指揮相仰処」と指示を仰いでいる。

この概要の記載内容は発掘年月日にはじまり、発掘者の氏名、土地所有者氏名、発掘場所、発掘物件、形状寸法、発掘当時の状況、発掘場所の口碑伝説、備考の9項目が記載されている。それによれば、以下のとおりに要約できる。

- ・発掘年月日 昭和5年12月18日 これは『大阪府史蹟名勝天然記念物調査報告』の内容と相違し1日遅い日付となっている。
- ・発掘者 月輪寺住職、土地所有者も同じ。
- ・発掘場所 三日市村大字三日市744番地通称大師山山頂。
- ・発掘物件 形状寸法は別紙の目録に記載されていた。
- ・発掘当時の状況 月輪寺住職が地主から土地を譲り受け、奥の院を建立しようとして地均工事中に発見され、地下数尺のところから朽ちた板の上に遺物が配列され、厚さ1寸あまりの朱に覆われていたと記されている。
- ・口碑伝説 やはり南河内の土地柄<sup>18)</sup>からか南北朝時代南朝長慶天皇の皇女の埋葬伝説をあげている。
- ・備考 府史蹟調査会<sup>19)</sup>委員京都帝国大学講師梅原末治が調査中であることが添えられている。
- ・目録は表題が発掘物件とし、名称、個数、品質、形状、寸法、備考欄をもうけて表形式を取っている。そこには、発見された出土品<sup>20)</sup>が記載されている。表中に漢式鏡内行花文鏡1点、碧玉石管玉6個半、碣石鍬形石1点、緑泥片岩車輪石17点(内3点完全品)、緑泥片岩石釧12点(内8点完全品)、紡錘石4点(完全品)、板1点と表外の書き込みに剣、刀、刀子と認められる金属の腐食残片がそれぞれ1点あったことが記載<sup>21)</sup>されている。

この書類を受理した宮内省では諸陵寮<sup>22)</sup>の担当であったが、ただちに昭和6年2月13日付考第14ノ1号で書類を「貴館所管ノ書類ニ付」として帝室博物館に回送した。受理した帝室博物館は、これを受けて「発掘品ノ儀ニ付伺」が起案<sup>23)</sup>された。宮内次官を決裁区分とした

18) 拙稿「昭和9年における建武中興関係史蹟の指定について」『藤澤一夫先生卒寿記念論文集』2002年11月30日。南河内には金剛寺、観心寺などの南朝関係史蹟や千早城や赤阪城などの楠木氏関係の史蹟など所謂建武中興関係史蹟が点在する。

19) 13に同じ。

20) 13に同じ。発見された出土品が全て届出されているかは定かでない。

21) 名称は目録記載のママ。

22) 外池昇「神武天皇の創出と「浄・穢」の廟議」『天皇陵の近代史』吉川弘文館 2000年 明治19年2月4日より陵墓事務を担当。

起案内容は「調査上入用ニ付悉皆差出サセ度且埋蔵物発見ノ場所ハ諸陵寮ニ於テ陵墓ノ関係ヲ認メサル趣」とある。出土品は調査上必要であるが、遺跡としての古墳については諸陵寮の見解で「古墳は陵墓と関係ない」と判断された。その為、古墳そのものについての調査や事務手続きについては何の指示も与えられていない。このことから出土品に関する事務手続きだけが進められ出土品を「博物館ニ送付セラレルベシ」として宮内省名で大阪府に対し指令している。その指令書には送付の理由書も添付され「珍稀ノ遺物ニ付」ということであった。

ところが、大阪府はこの指令に対し同年3月14日付兵第1306号で「埋蔵物送付期限延期ニ関スル件照会」として「郷土資料参考上目下當府史蹟調査会ニ於テ調査中」であり3月末まで出土品の提出を延期できるか宮内省に照会している。しかし、それに対する回答は確認されていない。

大阪府は、「埋蔵物送付期限延期」を願い出してから五年を経た昭和11年3月17日保第1803号で、帝室博物館宛「埋蔵物ニ関スル件」として「別途貴重品取扱鉄道便ヲ以テ三月十六日発送致候」と出土品を送付したことを知らせている。また5年間も送付が遅延した理由として大阪府史蹟名勝天然記念物調査会における調査を挙げている。しかし、この調査結果は、すでに昭和7年発刊の『大阪府史蹟名勝天然記念物調査報告』第三輯の中で「南河内郡三日市村大師山古墳」として報告されている。このことから、報告書刊行からさらに4年も送付が遅れた理由は、別のところにあったようであるが今となっては理由が判明しない。

送付された出土品は遺失物法第13条により埋蔵物として所有者不明で「国庫ニ帰属」し、帝室博物館において譲受の手続きが行われた。帝室博物館は昭和12年1月23日付東博6第14号の大阪府宛「大阪府発掘埋蔵物譲受方照会ノ件」の中で、送致された出土品の受領と数量の訂正を行なっている。これに対し大阪府は同年3月23日付保第1517号で「埋蔵物ニ関スル件」として回答している。回答の中で、権利者から申請があったということで出土品発見地の土地所有者が訂正され、三日市村長の管理地とされた。さらに、三日市村長と発見者月輪寺住職（当初の土地所有者と報告された）の連署の申請書が添付されていた。申請書には、「御買上ノ節ハ相當ノ価格ニ御買上被下度」と、出土品の譲受にともなう価格の引き上げを申請している。この回答に対し帝室博物館は、訂正された土地の所有が三日市村であるのか再度照会している。

大阪府は、同年6月16日付保第3451号で、「大師山頂ハ三角錐形状ノ山頂ニテ各面ノ土地所有者異ナリ、所有者三名中何レノ所有地ニ属スルヤ判明シ難キヲ以テ発掘場所タル山頂ヲ三日市村長ニ於テ管理シ」と回答として村有地を否定し村長の管理地としている。

この回答文とは別に、発見者、土地所有者三名の連署による「一切ノ権限ヲ付與シ吾等ニ預ケ決シテ異議申立サルコトヲ連署ノ上一書差入置者也」という譲受金<sup>24)</sup>の権限を三日市村

23) 決済区分は最高決裁者が宮内次官とし諸陵頭、参事官、秘書課長、帝室博物館総長、帝室博物館事務官。

長に一任した内容の三日市村長宛の文書が添えられていた。回答を受けて帝室博物館は同年9月30日付東博6第14号で大阪府に「調査シタ所金九百二十八円五十銭也ヲ相当」(表2)と譲受価格を提示した。提示に対して同年10月25日夜、村長代理(村長辞任による)の召集により、権限を一任されていた前村長を初め月輪寺住職や関係者が集まって協議会が開かれた。この会議の後、発見者と前村長との間で譲受金の分配に関する争いが起こったようで、発見者から帝室博物館担当者に仲裁をもとめる手紙が同年10月26日付で出されている。しかし、新村長の就任とともに問題も解決したようで、大阪府から同年10月29日付保第5666号で「権利者ニ於テ何等異議ナキ旨申出有之候」と帝室博物館に回答があった。これを受け帝室博物館は同年12月23日付東博6第14号で大阪府に譲受金を送金した。

以上が、大師山古墳発見から帝室博物館への出土品の譲渡と譲受金に関する一連の行政手続きであった。

### 3 古墳及び古墳出土品の取扱いに関する根拠法令

前述したように、昭和5年(1930)12月の発見から昭和12年12月の譲受金の送金まで足かけ8年に及ぶ大師山古墳出土品の調査、帰属の問題は決着をみた。この間種々の行政上の事務手続きがなされたが、主は出土品つまり埋蔵物に関する行政措置に係る手続きであった。

出土した内行花文鏡や石製腕飾類、管玉などの出土品(埋蔵物)に対する行政措置については明治32年(1899)に制定された遺失物法<sup>25)</sup>の第13条と同年の庁府県長官宛の内務省訓令「學術技芸若ハ考古ノ資料トナルヘキ埋蔵物取扱ニ関スル付訓令」<sup>26)</sup>(以下「明治32年内務

24) 『埋蔵録』記載のママ 現在の文化財保護法第104条及び第105条では報償金。

25) 法律第87号 明治32年3月24日公布

第十三条 埋蔵物ニ関シテハ第十条ヲ除クノ外本法ノ規程ヲ準用ス。

學術技芸若ハ考古資料ニ供スヘキ埋蔵物ニシテ其ノ所有者知レサルトキハ其ノ所有權ハ国庫ニ帰属スコノ場合ニオイテハ国庫ハ埋蔵物ノ発見者及埋蔵物ヲ発見シタル土地ノ所有者ニ通知シ其価格ニ相当スル金額ヲ給スヘシ。

埋蔵物ノ発見者ト埋蔵物ヲ発見シタル土地ノ所有者ト異ルトキハ前項ノ金額ヲ折半シテ之ヲ給スベシ

本条ノ金額ニ不服アル者ハ第二項ノ通知ノ日ヨリ六箇月内ニ民事訴訟ヲ提起スルコトヲ得

法施行以前は明治10年に制定された遺失物取扱規則があり、その第6条に埋蔵物の規定がはじめて規定されており、それにより措置された。

26) 内務省訓令第985号 明治32年10月26日

遺失物法第十三條ニ依リ學術技芸若ハ考古ノ資料トナルベキ埋蔵物ヲ発見シタルトキハ其ノ品質形状発掘ノ年月日場所及口碑等徴證トナルベキ事項ヲ詳記シ模寫圖ヲ添ヘ左ノ區別ニ從ヒ之ヲ通知スエシ

一、古墳関係品其ノ他學術技芸若ハ考古ノ資料トナルベキモノハ宮内省

一、石器時代遺物ハ東京帝国大學

宮内省又ハ東京帝国大學ヨリ前項埋蔵物送付ノ通知ヲ受ケタル時ハ假領収證書ヲ徴シ物件ノ毀損セサル様装置シテ之ヲ送付スエシ

宮内省又ハ東京帝国大學ヨリ貯蔵ノ必要アル旨通知ヲ受ケタル埋蔵物ニシテ公告後法定ノ期間ヲ経過シ所有者発見セズ所有權国庫ニ帰属シタルトキハ其ノ宮内省ニ係ルモノハ相当代価ヲ以テ同省ニ譲渡シ東京帝国大學ニ係ルモノハ同学ニ保管轉換ノ手續ヲ為シ当省ヘ報告スベシ

宮内省又ハ東京帝国大學ヨリ貯蔵ノ必要ナキ旨通知ヲ受ケタル埋蔵物ハ學術技芸若ハ考古ノ資料ニ供スベキ物件ノ取扱ヲ為サズ法定期間經過後発見者ニ交付スル等便宜ノ処分ヲ為スベシ

省訓令」と略す。)に基づいてなされている。

遺失物法では、学術技芸もしくは考古資料となる埋蔵物について、所有者が不明の場合、国庫に属し<sup>27)</sup>発見者、土地所有者に折半して代価を支払うとされている。

明治32年内務省訓令は、地方庁に対して遺失物法第13条の規定を運用するための具体的な手続き規定している。埋蔵物を発見した時は、品質・形状・発掘ノ年月日・場所・口碑等を記載して古墳関係品その他学術技芸若しくは考古の資料となるものは宮内省に通知することとなっている。また、石器時代の出土品は東京帝国大学に通知し、宮内省及び東京帝国大学それぞれの指示に従って埋蔵物を送致するとされている。さらに、貯蔵の必要なものと通知されたものについては、一定の手続き後、国庫に帰属したものについて、宮内省に係るものは有償にて同省に譲渡し、東京帝国大学に係るものは同大学に保管手続きをして内務省に報告することとされている。また、貯蔵の必要がないものと通知された場合は、発見者に交付するなど処分することが訓令されている。大師山古墳出土品についてはこの訓令どおり、宮内省への手続きが進められ、「珍稀ノ遺物」として帝宝博物館へ送致するように指令が出された。

一方、古墳の取扱に対しては、明治7年に太政官から「古墳発見ノ節届出方」<sup>28)</sup>(以下「明治7年太政官達」と略す。)が出され、明治13年には宮内省からも「人民私有地内古墳等発見ノ節届出方」<sup>29)</sup>(以下「明治13年宮内省達」と略す。)が出された。これらの「達」に示されている届出を遵守するように促しているのが明治34年の内務省警保局長から庁府県長官宛「古墳発掘手續ノ件依命通牒」<sup>30)</sup>(以下「明治34年内務省通牒」と略す。)である。その後も古墳に対する行政手続きの内容は「明治7年太政官達」や「明治13年宮内省達」を基本とし、明治34年内務省通牒以降も宮内省や内務省警保局長の通牒で未定陵墓を調査中と言う理由で手続きの遵守を再三促している。

また、国が古墳を陵墓関係以外で法規上にとらえたのが、大正8年(1919)の史蹟名勝天

27) 文化庁『文化財保護法五十年史』平成13年8月1日

この帰属については、文化財保護法が平成11年に改正され、法第105条で都道府県管轄分が都道府県に帰属すると追加されるまではすべて国庫に帰属した。

28) 太政官達第59号府縣へ 明治7年5月2日。

上世以来御陵墓ノ所在未定ノ分即今取調中ニ付云々ノ件去ル七年五月第五十九号ヲ以テ公達ノ趣有之就テハ古墳ト相見候地ハ人民私有地タリトモ猥ニ発掘不致筈ニ候ヘトモ自然風雨等ノ為メ石槨土器等露出シ又ハ開墾中不図古墳ニ掘当リ候様ノ次第有之候ハ口碑流伝ノ有無ニ不拘凡テ詳細ナル絵図面ヲ製シ其地名並近傍ノ字等ヲモ取調当省ヘ可申此旨相達候事

29) 宮内省達乙第3号府縣(沖繩縣ヲ除ク)へ明治13年11月15日。

上世以来御陵墓ノ所在未定ノ分即今取調中ニ付云々ノ件去ル七年五月第五十九号ヲ以テ公達ノ趣有之就テハ古墳ト相見候地ハ人民私有地タリトモ猥ニ発掘不致筈ニ候ヘトモ自然風雨等ノ為メ石槨土器等露出シ又ハ開墾中不図古墳ニ掘当リ候様ノ次第有之候ハ口碑流伝ノ有無ニ不拘凡テ詳細ナル絵図面ヲ製シ其地名並近傍ノ字等ヲモ取調当省ヘ可申此旨相達候事

30) 内務省警保局長ヨリ庁府県長官宛 内務省甲第17号 明治34年5月3日。

古墳又ハ古墳ト認ムベキ個所ヲ発掘セントスルモノアルトキハ其土地ノ官民有ニ拘ラズ予メ詳細ノ図面ヲ添ヘ宮内省ヘ打合可相成右ハ明治七年太政官達第五十九号明治十三年宮内省達乙第三号ノ趣モ有之候ニ付依命念及通牒候也

然紀念物保存法<sup>31)</sup>の制定である。この法の制定後現在で言う指定基準にあたる史蹟名勝天然紀念物保存要目<sup>32)</sup>の中に「古墳及び著名なる人物の墓並び碑」として古墳が挙げられている。そして、史蹟名勝天然紀念物保存法施行規則<sup>33)</sup>第4条に「土地ノ所有者、管理者又ハ占有者古墳又ハ旧跡と認ムベキモノヲ発見シタルトキハ其ノ現状ヲ変更スルコトナク発掘ノ日ヨリ十日以内ニ左ノ事項ヲ具シテ地方長官ニ申告スベシ 一 発見ノ年月日 二 所在地 三 現状」とある。ここでも古墳の発見について地方長官に申告することが規定されている。さらに、文部省訓令第17号<sup>34)</sup>で地方長官は上記の報告を受けたときは文部大臣に報告するように求められている。

大師山古墳の場合は、史蹟名勝天然紀念物保存法施行規則による申告がなされ文部大臣宛への報告が行われたかは不明である。しかし、明治34年内務省通牒による事務が行われなかったことからみて史蹟名勝天然紀念物保存法施行規則による事務も行われなかった可能性が高い<sup>35)</sup>。

現在判明しているのは、大阪府からは明治34年内務省通牒に示されている手続きは省かれ、遺失物法第13条と明治32年内務省訓令による「埋蔵物発掘ニ関スル件」に付いての事務が行われていることだけである。しかし、大正6年「古墳及埋蔵物ノ発掘ニ関スル件依命通牒」<sup>36)</sup>の「既往訓令並通牒ノ趣旨ニヨリ夫々手続キヲ為サシムル様」に従えば、明治34年内務省通牒による古墳の発見手続きも行われなければならなかったはずである。

ところが、地方長官である大阪府知事から宮内大臣宛の行政事務は「埋蔵物発掘ノ件」としてだけであり、その宮内省事務の流れの中で「陵墓ノ関係ヲ認メサル趣」と古墳に対する諸陵寮の見解が示されている。このことは、大阪府知事の上申が埋蔵物発掘の届出事務を優先し、他の訓令、通牒に関する事務が省かれたためである。また、史蹟名勝天然紀念物保存法による事務手続きも同様である可能性が高い。

これらの原因は、古墳及び古墳出土品に関する取扱いの法令が上記のように陵墓<sup>37)</sup>、埋蔵物、史蹟それぞれに出され、地方長官がそれぞれに煩雑な事務をおこなわなければならなかったからである。大師山古墳の場合は煩雑な事務を回避するために、埋蔵物発掘に関する事務だけを行い他の手続きを省いたと考えられる。

31) 法律第44号 大正8年4月10日。

32) 官報 大正9年2月16日。

33) 内務省令第27号 大正8年12月29日。

34) 「国宝保存及史蹟天然紀念物ニ関スル報告例」文部大臣ヨリ庁府県長官宛 文部省訓令第17号 昭和5年12月8日。『国宝保存総規・重要美術品等保存総規』国立公文書館蔵

35) 史蹟名勝天然紀念物保存法による行政事務が昭和3年に内務省から文部省に移管されたことにより、内務官僚である地方長官の事務取扱が微妙に変化した可能性があるのではないか。

36) 内務省警保局長ヨリ庁府県長官宛 内務省五衆警第2号ノ内 大正6年2月20日。

37) 鈴木良「近代日本文化財問題研究の課題」『文化財と近代日本』山川出版 2002年12月5日 19頁。

## 4 出土品、譲受金の行方

大師山古墳の出土品の特徴は、鍬形石や石釧、車輪石などの石製腕飾類の多さであり、その残存状態が良好であったことである。このことから、帝室博物館が「珍稀ノ遺物」で「貯蔵ノ必要」がありと判断した。ただ、表1のとおり、昭和6年（1931）2月4日付の発見時の届出に記載された出土品の数量と昭和11年3月17日付で博物館へ送致された数量とに差がある。特に車輪石と石釧は著しい。これは、送致される段階で選別されて破片は除かれた結果である。帝室博物館に所蔵されたものを見るとすべて完形品か完形に近いものである。さらに木棺の一部である木片も除かれている。

昭和12年1月23日付の帝室博物館の領収数量訂正は、車輪石と石釧の形態の再分類の結果である。更に大阪府から送致されたはずの鉄器類（剣3口以上、刀子1口は錆による腐食が進み完形品ではない。）は、昭和12年12月23日付帝室博物館の譲受リストにはなく現在も所在が判明しない。ここに当時の帝室博物館による古墳出土品収集の実態を表している。一つ古墳からの出土品を学術的に一括収集するというのではなく、完形品あるいはそれに近い全容がわかるものを選択して収集していた。これは明らかに、帝室博物館が破片や腐食の進んだものには目もくれず「貯蔵ノ必要」と決定された「珍稀ノ遺物」を取奪していったのである。

「貯蔵ノ必要」と決定されたものは、遺失物法第13条により公告後所有者が判明しない場合は国庫に帰属し、代価が発見者と土地所有者に折半して支払われることになる。そして国庫に帰属した埋蔵物は「宮内省ニ係ルモノハ相当代価ヲ以テ同省ニ譲渡」となる。しかし、

表1 大師山古墳出土遺物数量表

| 資料名                             | 日付              | 内行花文鏡 | 管玉  | 鍬形石 | 車輪石   | 石釧    | 紡錘車 | 鉄器類 | 木片 |
|---------------------------------|-----------------|-------|-----|-----|-------|-------|-----|-----|----|
| 『埋蔵物発掘二関スル件』記載数                 | 昭和6年<br>2月13日   | 1     | 6.5 | 1   | 17    | 12    | 4   | 3   | 1  |
| 『大阪府史蹟名勝天然記念物調査報告書』第三輯掲載数       | 昭和7年<br>3月      | 1     | 8   | 1   | 16    | 13    | 4   | 3   | 1  |
| 『埋蔵物発掘二関スル件』大阪府から帝室博物館へ送致数      | 昭和11年<br>3月17日  | 1     | 7   | 1   | 12    | 9     | 4   | 4   | 0  |
| 『大阪府発掘埋蔵物譲受方照会之件』数量訂正後の帝室博物館領収数 | 昭和12年<br>1月21日  | 1     | 7   | 1   | 13    | 8     | 4   | 4   | 0  |
| 『発掘埋蔵物譲受代金送付之件』帝室博物館買上数         | 昭和12年<br>12月22日 | 1     | 7   | 1   | 13    | 8     | 4   | 0   | 0  |
| 『大師山古墳』掲載数                      | 昭和52年<br>3月     | 1     | 8~9 | 1   | 15~16 | 16~17 | 4   | 4   | 1  |

大師山古墳の場合のようにすでに埋蔵物が「貯蔵ノ必要」として発見者あるいは地方庁から宮内省（帝室博物館）に直接送致された場合は、国庫の権利者への代価支出行為はなく宮内省への譲渡は無償となる。その根拠は、明治34年（1901）11月21日内甲第26号<sup>38)</sup>により「宮内省へ譲渡スル場合ニ於ケル譲渡價格ハ該物件ニ関シ国庫ニ於テ支出シタル金額ト為ス」と通牒されているからである。つまり、国庫から支払われるべき権利者への代価費用は、譲渡を受けた宮内省の予算（帝室博物館の列品費<sup>39)</sup>）から権利者への譲受金として執行される。ちなみにこの国庫から宮内省のみの限定された譲渡（明治32年内務省訓令）については、契約事務上は随意契約する必要がある。しかし、会計法<sup>40)</sup>第24条で随意契約できる金額は第8項により200円以下の動産を売り払う時である。埋蔵物の譲渡価格は、その事象が起きて実物を監査してからでないかぎり価格は判明しない。このため、価格が判明しない以上、200円を超えることもありうることから、会計法上では、宮内省との随意契約は不可能であった。つまり皇室財産となるべき「珍稀」な古墳出土品の収集が困難となる。そこで、宮内省への譲渡の事務手続きが確実に行われるように「遺失物法第十三条第二項ニ依リ国庫ニ帰属シタル埋蔵物ヲ宮内省ニ譲渡スルトキハ随意契約ニ依ルコトヲ得」の内容の勅令<sup>41)</sup>が出された。このことにより、宮内省は、会計法の規定に縛られず随意契約により国庫に帰属した出土品を収集することができた。

大師山古墳の場合、手続き上においてまず代価を受け取るべき権利者の確定で混乱をきたした。その原因は土地所有者が確定できなかったことである。発掘者と発見者は同一人で変わらないが、土地所有者について当初の大阪府の昭和6年2月4日保第850号「埋蔵物発掘ニ関スルノ件」の上申では、発見者が所有者として報告されている。それが、昭和12年1月23日付の東博6第14号による出土品譲受にともなう照会に対する大阪府の回答では、発見場所の土地は三日市村長の管理に係る土地であると訂正している。これに対して帝室博物館からは村長の管理地ということは村有地であるか再度照会が行われている。このときの回答では、発見場所は3名の所有地の接点であるため地主を確定できないところから三日市村長が管理する土地であるとしている。この回答では、村の管理地とはせず村長が管理する土地という曖昧さをのこしたものとなった。しかし、この時に発見者及び3名の地主が、三日市村長に譲受の権限の一切を付与し混乱も収まった。

ところが、この村長が同年8月31日辞職したことにより混乱が生じた。宮内省からの価格

38) 内務省総務局会計課長、内務省警保局長「遺失物法第13条に依る考古の資料等に供すべき物件宮内省へ譲渡する場合に於ける処置の件（通牒）」明治34年11月21日 内務省警保局長文書 国立公文書館蔵

39) 東京国立博物館『東京国立博物館百年史』昭和48年3月 434頁

40) 法律第4号 明治22年2月11日。

第二十四条 法律勅令ヲ以テ定メタル場合ノ外政府ノ工事又ハ物件ノ売買賃借ハ総テ公告シテ競争ニ付スヘシ但シ左ノ場合ニ於テハ競争ニ付セス随意ノ約定ニ依ルコトヲ得ヘシ  
(中略)

第八 見積価格二百円ヲ超エサル動産ヲ売払フトキ

41) 勅令第424号 明治32年11月4日。「明治32年11月4日内閣」『公文録』国立公文書館蔵

に関する照会に対して回答が必要になり、昭和12年10月25日村長代理助役の招集により関係者で協議がなされた。この時、発見者である月輪寺住職、発掘地管理者である前村長など関係者8名が寄った。協議の結果、提示された譲受金928円50銭<sup>42)</sup>(表2)で承諾することになり、その譲受金の用途は種々な方面に使用し、残金の半分を発見者に譲渡されることになったようである。ところが、同年10月26日付で発見者の月輪寺住職から「宮内省帝室博物館主事殿」宛に私信が出された。内容的には、会議での取り決めについて前村長を含む数名が覆そうとしているとして仲介を願うものであった。しかし、この問題は発見者や前村長を含めた村内での他の要因による対立が原因と考えられ、中立的な新村長が同年12月5日に就任したことによって両者は歩み寄ったと考えられる。昭和13年1月13日付で発見者から再度、「宮内省帝室博物館主事殿」宛に書簡が出され、解決を見たと報告している。

表2 譲受価格明細票(「昭和12年12月22日東博第6一四号発掘埋蔵物譲受代金送付ノ件」より)

| 列品番号  | 品目          | 形状寸法物質重量作者産地等ノ摘要  | 数量 | 価格(円)   |
|-------|-------------|---|----|---------|
| 23856 | 内行花文鏡<br>残缺 | 白銅鏡、破碎シ缺失部分アリ、復元径一六・二厘(五寸三分五厘)八花文<br>大阪府南河内郡三日月村大字三日月市七四四番地出土 | 一面 | 金貳拾五円也  |
| 23857 | 管玉          | 碧玉岩製、長二九耗(九分五厘乃至一耗(三分五厘))<br>出土地同上                            | 七個 | 金參円五拾銭也 |
| 23858 | 紡錘車         | 碧玉岩製、底径一寸九分(五八耗)<br>出土地同上                                     | 一個 | 金四拾円也   |
| 23859 | 紡錘車         | 碧玉岩製、底径一寸八分(五五耗)<br>出土地同上                                     | 一個 | 金四拾円也   |
| 23860 | 紡錘車         | 碧玉岩製、底径五三耗(一寸七分五厘)<br>出土地同上                                   | 一個 | 金貳拾五円也  |
| 23861 | 紡錘車         | 碧玉岩製、底径五四耗(一寸七分五厘五毛)一部缺失アリ<br>出土地同上                           | 一個 | 金拾五円也   |
| 23862 | 鍬形石         | 碧玉岩製、長一二・二厘(四寸)<br>出土地同上                                      | 一個 | 金百五拾円也  |
| 23863 | 石釧          | 碧玉岩製、径七五耗(二寸五分)<br>出土地同上                                      | 一個 | 金參拾円也   |
| 23864 | 石釧          | 碧玉岩製、径七三耗(二寸四分)<br>出土地同上                                      | 一個 | 金參拾円也   |
| 23865 | 石釧          | 碧玉岩製、径六九耗(二寸二分五厘)両面<br>出土地同上                                  | 一個 | 金參拾円也   |
| 23866 | 石釧          | 碧玉岩製、径七二耗(二寸三分五厘)主文?<br>出土地同上                                 | 一個 | 金參拾円也   |
| 23867 | 石釧          | 碧玉岩製、径七五耗(二寸五分)<br>出土地同上                                      | 一個 | 金參拾円也   |
| 23868 | 石釧          | 碧玉岩製、径六七耗(二寸二分)<br>出土地同上                                      | 一個 | 金參拾円也   |

42) 昭和11年三日月市村青年学校の教員給与が月額50円(三日月市村歳入歳出決算書)であることから、譲受金が教員年間収入の約1.5倍の額であり、高額であったことがわかる。

|       |           |   |    |        |
|-------|-----------|---|----|--------|
| 23869 | 石釧        | 碧玉岩製，径六八耗(二寸一分六厘)<br>出土地同上                        | 一個 | 金參拾円也  |
| 23870 | 石釧        | 碧玉岩製，径七一耗(二寸三分二厘五毛)<br>出土地同上                      | 一個 | 金參拾円也  |
| 23871 | 車輪石       | 碧玉岩製，長径二〇〇耗(六寸六分)<br>出土地同上                        | 一個 | 金八拾円也  |
| 23872 | 車輪石       | 碧玉岩製，長径一六七耗(五寸五分)破碎，<br>缺失部分アリ<br>出土地同上           | 一個 | 金參拾円也  |
| 23873 | 車輪石       | 碧玉岩製，長径一二八耗(四寸二分)<br>出土地同上                        | 一個 | 金四拾円也  |
| 23874 | 車輪石       | 碧玉岩製，長径一四一耗(四寸六分五厘)<br>破碎<br>出土地同上                | 一個 | 金貳拾五円也 |
| 23875 | 車輪石       | 碧玉岩製，長径一〇三耗(三寸四分)<br>破碎<br>出土地同上                  | 一個 | 金貳拾五円也 |
| 23876 | 車輪石       | 碧玉岩製，長径九六耗(三寸二分)<br>破碎<br>出土地同上                   | 一個 | 金貳拾円也  |
| 23877 | 車輪石<br>残缺 | 碧玉岩製，長径一二二耗(四寸)<br>破碎<br>出土地同上                    | 一個 | 金貳拾円也  |
| 23878 | 車輪石       | 碧玉岩製，長径一〇六耗(三寸五分)<br>出土地同上                        | 一個 | 金四拾円也  |
| 23879 | 車輪石       | 碧玉岩製，四片ニワレル，<br>径九三耗(三寸一分)<br>出土地同上               | 一個 | 金貳拾円也  |
| 23880 | 車輪石       | 碧玉岩製，径八八耗(二寸九分)<br>出土地同上                          | 一個 | 金參拾円也  |
| 23881 | 車輪石       | 碧玉岩製，二片ニワレシ，<br>缺失部アリ，長径一四〇耗<br>(四寸六分五厘)<br>出土地同上 | 一個 | 金貳拾円也  |
| 23882 | 車輪石       | 碧玉岩製，二片ニワレシ，<br>缺失部アリ，長径一三八耗<br>(四寸五分五厘)<br>出土地同上 | 一個 | 金貳拾円也  |
| 23883 | 車輪石       | 碧玉岩製，三片ニワレタリ，<br>長径八七耗(二寸九分)<br>出土地同上             | 一個 | 金貳拾円也  |

いずれにしても、土の中から偶然掘り出したものから、予想もしない928円50銭の大金が手に入り、村内に様々な思惑を生み混乱を生んだのは確かである。この譲受金の発見者への分配金以外の用途については、記録が残されていないので判明しないが、後述する古墳の模型や貯蔵施設等の顕彰施設設置費用に当てられたと推測される。

## 5 古墳の顕彰

関係した村人達は譲受金の問題が解決した翌年の昭和13年（1938）5月9日に関係者である村人の八人（現村長，前村長，助役，村会議員2名，学務委員1名，区長1名，校医1名）が世話人となって大師山山頂に古墳の模型を設置した。模型<sup>43)</sup>は径約2.5m，高さ1mの円

43) 13に同じ。



写6 古墳模型・標柱石・石柵



写7 式典記念写真 昭和13年5月9日

墳状で、表面には平坦な河原石が張られていた。そして、その周りに石柵をめぐらし、関係者の名を刻んだ標石柱（発見者の月輪寺住職は刻まれていない）と昭和7年3月の日付と「大師山古墳」と刻んだ大阪府の標柱石を建てた。残されている当時の写真（写6・7）からは紅白（？）幕をめぐらし、竹で結界を結んで盛大な式典を催していることがわかる。昭和44年の調査<sup>44)</sup>で模型に包まれたコンクリート製容器の貯蔵施設が発見された。この容器には、皇室博物館が買い上げなかった石製腕飾類の破片や高野槿の木棺の一部が入っていた。つまり、関係した村人達は皇室博物館が買い上げなかった出土品を後世に伝え、埋葬施設や墳丘が削られ、わかりにくくなった古墳の存在を模型によって知らせようとしたのである。

村人達が造った大師山古墳の施設は、保存施設であるばかりでなく出土品の発掘に対する記念碑的意味をもつものである。さらには宮内省の命により皇室博物館に上納し下賜金を賜う程の貴重なものを出土した郷土の古墳を史蹟として顕彰するものでもある。

では行政による保存対象からはずれた古墳を村人達だけで顕彰をしようとした現在で言う地域住民による文化財保護とも言うべき行動の背景はどこにあったのであろうか。

古墳が発見された当時、三日市村に隣接する川上村観心寺や境内の楠公首塚、加賀田村大江時親邸跡、天野村金剛寺などの楠公史蹟や南朝史蹟に対して顕彰活動が盛んに行われていた。各史蹟には明治以来多くの顕彰団体により標石が建てられ、さらに道路にも各史蹟までの道標が建てられた。昭和9年には建武中興600年祭<sup>45)</sup>、昭和6年に観心寺で昭和10年に全国的な規模で楠公600年祭が催され、三日市村周辺の関係史蹟に多くの人たちを集めた<sup>46)</sup>。その関係開催地の玄関口の一つとなったのが南海鉄道の駅がある三日市村である。史蹟顕彰によって多くの人たちが集まり、玄関口である三日市も賑わうのを村人達が目の当たりにしたわけである。特に、世話人達の肩書きを見れば村政を左右する地域の有力者達であることから、史蹟顕彰を地域振興策<sup>47)</sup>に利用しようという意識がうまれた可能性が高い。ところが、

44) 13に同じ。

45) 18に同じ

46) 籠谷次郎「楠公顕彰と長野地域」『河内長野市史第3巻近現代』第4章第3節4 平成16年9月721頁-727頁。



写8 昭和44年調査時航空写真

周囲の村には天皇と国家に直接結びつく国民教化策としての忠君愛国、尽忠報国教育の場である楠公史蹟や南朝史蹟があるなかで、三日市村には直接結びつく史蹟が存在しない。このような状況の村で、皇室財産である帝室博物館の館蔵品として買い上げられる遺物を出土した古墳が発見されたのである。村人達は、すでに目に見える主要な出土品も墳丘もほとんどなくなった古墳を模型や標柱石という二次的なもので顕彰し、郷土の歴史上に再登場させた。このことは、楠公史蹟や南朝史蹟とは異なる皇室財産（天皇と国家）と結びつく古墳という歴史的立場での新たな史蹟の誕生を意味する。

### お わ り に

大師山古墳の発見後の行政手続きは、文化財保護法以前の古墳の取扱いが埋蔵文化財の保護ではなく陵墓行政の一端であったことや帝室博物館が古墳出土品を「珍稀ノ遺物」として収奪する埋蔵物行政でしかなかったことを明らかにした。

一方、古墳、出土品に対する考古学的な報告は昭和7年（1932）3月の『大阪府史蹟名勝天然記念物調査報告』第三輯だけである。その内容は、「偶然の発見から破壊せられた遺物を記録のうゑに保存する」だけで発掘調査を実施しての報告ではなかった。結局、詳細な報告は再度実施された昭和44年の調査に関する報告<sup>47)</sup>まで待たなければならなかった。

この大師山古墳の発見は、地域にとっては思いもかけず住民間に波紋を生じさせた。それは、天皇家の博物館、帝室博物館が「珍稀ノ遺物」という非学術的な理由で地域史にとって重要な古墳の出土品を、譲受金（関係した村民は下賜金という意識）という金の力と権威とで取り上げてしまったことによる。

結果、地域に残されたのは、思いもかけない譲受金と称する大金を巡る村民同士の対立、帝室博物館が「珍稀ノ遺物」として認めなかった石製品の破片と棺材の一部であった。

しかし、最終的には地域の中で混乱が生じたとはいえ、地域の人びとにより天皇と国家に結びつく新たな史蹟としての古墳の顕彰がなされた。そのうゑ残された出土品が、出土地に造られたコンクリート容器に収められたことにより散逸せずに現在まで保存されたことは特

47) 住友陽文「史蹟顕彰運動に関する一考察」『日本史研究』1991年11月96頁。

48) 13に同じ。

筆すべきである。また、顕彰後、地域で大師山古墳を「郷土の史蹟」<sup>49)</sup>としての認識されるようになったことは、地域の人びとが大師山古墳を介して新たな歴史を共有することになったことを意味している。

しかし、この古墳も昭和40年代前半の住宅開発で再調査され前方後円墳であることが判明したが、残念ながら調査後、昭和13年に関係した村人達が造った顕彰施設と共に消滅した。法施行以前には地域住民により史蹟として後世に伝えられた古墳が、法施行後には開発で消滅したというこの事実は、近年の埋蔵文化財行政が直面した課題を如実にあらわしていると言えよう。

本稿は平成16年9月30日発刊の『河内長野市史第3巻近現代』第4章第3節6の「大師山古墳の発見」をもとに加筆したものである。執筆にあたっては河内長野市史執筆委員長北崎豊二先生、執筆委員の上田宏範先生、尾谷唯氏には有意義なご教示を頂いた。また、資料の掲載及び借用については河内長野市市史編集室、大阪府文化財保護課から快く許可を頂いた。本紀要に掲載していただくにあたっては松永俊男先生にお世話いただき末筆ながら記して感謝いたします。

---

49)『三日市村郷土史』昭和17年謄写版 三日市尋常小学校副読本として作成。昭和9年に作成された『三日市村要覧』では大師山古墳の記載がなく、顕彰施設の設置によってはじめて史蹟として地域で認識された。

尚、本文中の古墳墳丘部の図2及び出土品写真の写1から写5までは『大阪府史蹟名勝天然記念物調査報告』第三輯からの転載である。

## Discovery of Daishiyama Tomb And Its Significance As A Cultural Asset: Recent National Policy on Buried Cultural Properties

Masahiko OTANI

To investigate how the Japanese government used to protect and manage buried cultural properties prior to the enforcement of the Law for the Protection of Cultural Properties, focus was given to the governmental action taken on the management of Daishiyama Tomb. Daishiyama Tomb was discovered in 1930 in Mikkaichi Village (today's Kawachinagano City) of Minami-Kawachi County in Osaka Prefecture. A number of stone bracelet were excavated there. In those days, such excavated articles were confiscated and managed by the Imperial Household Agency and National Museum. The present study paid attention to 1) how such national policy on buried cultural properties might have affected excavators as well as people living in the area where ancient tombs had been discovered and 2) the effort of the community residents to promote the publicity of the excavated tomb. The following results were obtained:

1. It was found that, before the enforcement of the Law for the Protection of Cultural assets, national policy on buried cultural assets was focused not on the protection of such assets but on the collection and confiscation of such assets so that they can be centrally controlled and managed by National Museum.
2. In the community where the ancient tomb was found, a miniature tomb model was created and a stone monument was erected to promote the publicity of the excavated tomb as the historical asset associated with the Imperial Household (Emperor and Nation).
3. By constructing a facility within the community that is dedicated to promoting the publicity of the ancient tomb, community residents began to view the excavated ancient tomb as a community asset instead of as a national asset.